

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
I. 申請書等様式集 (1) 保険会社関係 別紙様式 5 6 文 書 番 号 年 月 日 金融庁長官 殿 <u>(新設)</u> 保険会社名 (又は外国保険会社等名) 代表者名 (又は日本における代表者名) 印 不祥事件届出書 保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第17号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第7号)の規定に基づき、下記のとおりお届けします。 (略)	I. 申請書等様式集 (1) 保険会社関係 別紙様式 5 6 文 書 番 号 年 月 日 金融庁長官 殿 <u>(又は〇〇財務(支)局長 殿)</u> <u>(又は沖縄総合事務局長 殿)</u> 保険会社名 (又は外国保険会社等名) 代表者名 (又は日本における代表者名) 印 不祥事件届出書 保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第17号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第7号)の規定に基づき、下記のとおりお届けします。 (略)

改 正 前	改 正 後										
別紙様式 7 5 年 月 日 損害保険代理店登録関係書類送付案内 <table border="1" data-bbox="201 493 1064 892"> <tr> <td>1</td><td>新規登録書類（登録申請書、代表者又は管理人（別表）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>登録事項変更届出書</td></tr> <tr> <td>3</td><td>廃業等届出書</td></tr> <tr> <td>4</td><td>保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（新規）</td></tr> <tr> <td>5</td><td>保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（その他）</td></tr> </table> （注）該当する番号を○で囲む。	1	新規登録書類（登録申請書、代表者又は管理人（別表）	2	登録事項変更届出書	3	廃業等届出書	4	保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（新規）	5	保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（その他）	（削除）
1	新規登録書類（登録申請書、代表者又は管理人（別表）										
2	登録事項変更届出書										
3	廃業等届出書										
4	保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（新規）										
5	保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（その他）										

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
別紙様式 <u>7 6</u> 文書番号 年 月 日 殿 財務（支）局長 印 登録の抹消について 標記について、保険業法第 3 0 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記生命保険募集人（又は損害保険代理店）の登録を抹消したので、同条第 2 項の規定に基づき通知する。 記 登録番号： 商号、名称又は氏名： 登録抹消年月日：	別紙様式 <u>7 5</u> 文書番号 年 月 日 殿 財務（支）局長 印 登録の抹消について 標記について、保険業法第 3 0 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記生命保険募集人（又は損害保険代理店）の登録を抹消したので、同条第 2 項の規定に基づき通知する。 記 登録番号： 商号、名称又は氏名： 登録抹消年月日：

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前

Ⅱ. その他報告等様式集

様式Ⅲ－２－１

(別紙１) (略)

(別紙２)

申請番号・登録番号の記載要領 (略)

管轄財務局コード一覧 (略)

生保会社コード一覧

① 生命保険会社

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
日本	D A	損保ジャパン ひまわり	D W	AIG エジソン	E P
マスミュー チュアル	D D	<u>アクサ フィナ ンシャル</u>	<u>D X</u>	マニユライフ	E Q
T & D フィナ ンシャル	D F	プルデンシャ ル	D Y	損保ジャパン ディー・アイ・ ワイ	E R
エイアイジ ー・スター	D G	ピーシーエー	D Z	ハートフォー ド	E S
太陽	D H	オリックス	E A	<u>大和</u>	E T
第一	D J	アクサ	E B	<u>三井住友海上 メットライフ</u>	E U
大同	D K	アイエヌジー	E C	クレディ・ア グリコル	E W
富国	D O	三井住友海上 きらめき	E D	第一フロンテ ィア	E X

改 正 後

Ⅱ. その他報告等様式集

様式Ⅲ－２－１

(別紙１) (略)

(別紙２)

申請番号・登録番号の記載要領 (略)

管轄財務局コード一覧 (略)

生保会社コード一覧

① 生命保険会社

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
日本	D A	損保ジャパン ひまわり	D W	AIG エジソン	E P
マスミュー チュアル	D D	(削 除)	(削 除)	マニユライフ	E Q
T & D フィ ナンシャル	D F	プルデンシャ ル	D Y	損保ジャパン ディー・アイ・ ワイ	E R
エイアイジ ー・スター	D G	ピーシーエー	D Z	ハートフォー ド	E S
太陽	D H	オリックス	E A	<u>プルデンシャル シ ブルタ ファイナン シャル</u>	E T
第一	D J	アクサ	E B	<u>三井住友海上 プライマリー</u>	E U
大同	D K	アイエヌジー	E C	クレディ・アグ リコル	E W
富国	D O	三井住友海上 きらめき	E D	第一フロンテ ィア	E X

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前							改 正 後						
朝日	D P	フコクしんらい	E E	かんぽ	E Y		朝日	D P	フコクしんらい	E E	かんぽ	E Y	
ジブラルタ	D Q	日本興亜	E F	アリアンツ	E Z		ジブラルタ	D Q	日本興亜	E F	アリアンツ	E Z	
明治安田	D R	あいおい	E H	ライフネット	J A		明治安田	D R	あいおい	E H	ライフネット	J A	
三井	D S	東京海上日動 あんしん	E J	<u>S B I</u> アクサ	J B		三井	D S	東京海上日動 あんしん	E J	<u>ネクスティア</u>	J B	
住友	D T	富士	E N	みどり	J C		住友	D T	富士	E N	みどり	J C	
ソニー	D U	東京海上日動 フィナンシャル	E O	アイリオ	J D		ソニー	D U	東京海上日動 フィナンシャル	E O	アイリオ	J D	
				(追加)	(追加)						<u>ソニーライ フ・エイゴン</u>	<u>J E</u>	
				(追加)	(追加)						<u>メディケア</u>	<u>J F</u>	
② (略)							② (略)						

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																																																																																																																								
様式Ⅲ－２－２ (別紙１)(略) (別紙２) 登録番号の記載要領 (略) 別表 1	様式Ⅲ－２－２ (別紙１)(略) (別紙２) 登録番号の記載要領 (略) 別表 1																																																																																																																																								
代理申請会社別区分番号	代申会社別区分番号																																																																																																																																								
<table><tr><th>会社名</th><th>番号</th><th>会社名</th><th>番号</th></tr><tr><td>三井住友※</td><td>(〇 １)</td><td>アメリカン・ホーム</td><td>３ ７</td></tr><tr><td>共栄</td><td>〇 ２</td><td>A I U</td><td>３ ９</td></tr><tr><td>日本興亜※</td><td>(〇 ３)</td><td>ロイズ</td><td>４ ４</td></tr><tr><td>三井住友</td><td>〇 ４</td><td>(追 加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>損保ジャパン※</td><td>(〇 ５)</td><td><u>スミセイ</u></td><td><u>５ ２</u></td></tr><tr><td><u>あいおい</u>※</td><td>(〇 ６)</td><td>損保ジャパン※</td><td>(５ ３)</td></tr><tr><td><u>あいおい</u></td><td>〇 ８</td><td><u>ニッセイ同和</u>※</td><td>(５ ４)</td></tr><tr><td>東海日動</td><td>〇 ９</td><td>明治安田損保※</td><td>(５ ６)</td></tr><tr><td><u>ニッセイ同和</u></td><td><u>１ 〇</u></td><td>明治安田損保</td><td>５ ７</td></tr><tr><td>セコム</td><td>１ １</td><td>そんぽ２ ４</td><td>５ ８</td></tr><tr><td>東海日動※</td><td>(１ ２)</td><td>エース</td><td>６ ６</td></tr><tr><td>損保ジャパン※</td><td>(１ ３)</td><td>チューリッヒ</td><td>６ ７</td></tr><tr><td>日新</td><td>１ ４</td><td>ゼネラリ</td><td>６ ８</td></tr><tr><td>日本興亜</td><td>１ ５</td><td>ザ・ニュー・インデ ィア</td><td>７ ７</td></tr><tr><td>富士</td><td>１ ６</td><td>アクサ</td><td>８ ２</td></tr><tr><td>損保ジャパン</td><td>１ ７</td><td>カーディフ</td><td>８ ６</td></tr></table>	会社名	番号	会社名	番号	三井住友※	(〇 １)	アメリカン・ホーム	３ ７	共栄	〇 ２	A I U	３ ９	日本興亜※	(〇 ３)	ロイズ	４ ４	三井住友	〇 ４	(追 加)	(追加)	損保ジャパン※	(〇 ５)	<u>スミセイ</u>	<u>５ ２</u>	<u>あいおい</u> ※	(〇 ６)	損保ジャパン※	(５ ３)	<u>あいおい</u>	〇 ８	<u>ニッセイ同和</u> ※	(５ ４)	東海日動	〇 ９	明治安田損保※	(５ ６)	<u>ニッセイ同和</u>	<u>１ 〇</u>	明治安田損保	５ ７	セコム	１ １	そんぽ２ ４	５ ８	東海日動※	(１ ２)	エース	６ ６	損保ジャパン※	(１ ３)	チューリッヒ	６ ７	日新	１ ４	ゼネラリ	６ ８	日本興亜	１ ５	ザ・ニュー・インデ ィア	７ ７	富士	１ ６	アクサ	８ ２	損保ジャパン	１ ７	カーディフ	８ ６	<table><tr><th>会社名</th><th>番号</th><th>会社名</th><th>番号</th></tr><tr><td>三井住友※</td><td>(〇 １)</td><td>アメリカン・ホーム</td><td>３ ７</td></tr><tr><td>共栄</td><td>〇 ２</td><td>A I U</td><td>３ ９</td></tr><tr><td>日本興亜※</td><td>(〇 ３)</td><td>ロイズ</td><td>４ ４</td></tr><tr><td>三井住友</td><td>〇 ４</td><td><u>ゲーリング</u>※</td><td><u>(４ ９)</u></td></tr><tr><td>損保ジャパン※</td><td>(〇 ５)</td><td>(削 除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td><u>あいおいニッセイ 同和</u>※</td><td>(〇 ６)</td><td>損保ジャパン※</td><td>(５ ３)</td></tr><tr><td><u>あいおいニッセイ 同和</u></td><td>〇 ８</td><td><u>あいおいニッセイ 同和</u>※</td><td>(５ ４)</td></tr><tr><td>東海日動</td><td>〇 ９</td><td>明治安田損保※</td><td>(５ ６)</td></tr><tr><td><u>あいおいニッセイ 同和</u>※</td><td><u>(１ 〇)</u></td><td>明治安田損保</td><td>５ ７</td></tr><tr><td>セコム</td><td>１ １</td><td>そんぽ２ ４</td><td>５ ８</td></tr><tr><td>東海日動※</td><td>(１ ２)</td><td>エース</td><td>６ ６</td></tr><tr><td>損保ジャパン※</td><td>(１ ３)</td><td>チューリッヒ</td><td>６ ７</td></tr><tr><td>日新</td><td>１ ４</td><td>ゼネラリ</td><td>６ ８</td></tr><tr><td>日本興亜</td><td>１ ５</td><td>ザ・ニュー・インデ ィア</td><td>７ ７</td></tr><tr><td>富士</td><td>１ ６</td><td>アクサ</td><td>８ ２</td></tr><tr><td>損保ジャパン</td><td>１ ７</td><td>カーディフ</td><td>８ ６</td></tr></table>	会社名	番号	会社名	番号	三井住友※	(〇 １)	アメリカン・ホーム	３ ７	共栄	〇 ２	A I U	３ ９	日本興亜※	(〇 ３)	ロイズ	４ ４	三井住友	〇 ４	<u>ゲーリング</u> ※	<u>(４ ９)</u>	損保ジャパン※	(〇 ５)	(削 除)	(削除)	<u>あいおいニッセイ 同和</u> ※	(〇 ６)	損保ジャパン※	(５ ３)	<u>あいおいニッセイ 同和</u>	〇 ８	<u>あいおいニッセイ 同和</u> ※	(５ ４)	東海日動	〇 ９	明治安田損保※	(５ ６)	<u>あいおいニッセイ 同和</u> ※	<u>(１ 〇)</u>	明治安田損保	５ ７	セコム	１ １	そんぽ２ ４	５ ８	東海日動※	(１ ２)	エース	６ ６	損保ジャパン※	(１ ３)	チューリッヒ	６ ７	日新	１ ４	ゼネラリ	６ ８	日本興亜	１ ５	ザ・ニュー・インデ ィア	７ ７	富士	１ ６	アクサ	８ ２	損保ジャパン	１ ７	カーディフ	８ ６
会社名	番号	会社名	番号																																																																																																																																						
三井住友※	(〇 １)	アメリカン・ホーム	３ ７																																																																																																																																						
共栄	〇 ２	A I U	３ ９																																																																																																																																						
日本興亜※	(〇 ３)	ロイズ	４ ４																																																																																																																																						
三井住友	〇 ４	(追 加)	(追加)																																																																																																																																						
損保ジャパン※	(〇 ５)	<u>スミセイ</u>	<u>５ ２</u>																																																																																																																																						
<u>あいおい</u> ※	(〇 ６)	損保ジャパン※	(５ ３)																																																																																																																																						
<u>あいおい</u>	〇 ８	<u>ニッセイ同和</u> ※	(５ ４)																																																																																																																																						
東海日動	〇 ９	明治安田損保※	(５ ６)																																																																																																																																						
<u>ニッセイ同和</u>	<u>１ 〇</u>	明治安田損保	５ ７																																																																																																																																						
セコム	１ １	そんぽ２ ４	５ ８																																																																																																																																						
東海日動※	(１ ２)	エース	６ ６																																																																																																																																						
損保ジャパン※	(１ ３)	チューリッヒ	６ ７																																																																																																																																						
日新	１ ４	ゼネラリ	６ ８																																																																																																																																						
日本興亜	１ ５	ザ・ニュー・インデ ィア	７ ７																																																																																																																																						
富士	１ ６	アクサ	８ ２																																																																																																																																						
損保ジャパン	１ ７	カーディフ	８ ６																																																																																																																																						
会社名	番号	会社名	番号																																																																																																																																						
三井住友※	(〇 １)	アメリカン・ホーム	３ ７																																																																																																																																						
共栄	〇 ２	A I U	３ ９																																																																																																																																						
日本興亜※	(〇 ３)	ロイズ	４ ４																																																																																																																																						
三井住友	〇 ４	<u>ゲーリング</u> ※	<u>(４ ９)</u>																																																																																																																																						
損保ジャパン※	(〇 ５)	(削 除)	(削除)																																																																																																																																						
<u>あいおいニッセイ 同和</u> ※	(〇 ６)	損保ジャパン※	(５ ３)																																																																																																																																						
<u>あいおいニッセイ 同和</u>	〇 ８	<u>あいおいニッセイ 同和</u> ※	(５ ４)																																																																																																																																						
東海日動	〇 ９	明治安田損保※	(５ ６)																																																																																																																																						
<u>あいおいニッセイ 同和</u> ※	<u>(１ 〇)</u>	明治安田損保	５ ７																																																																																																																																						
セコム	１ １	そんぽ２ ４	５ ８																																																																																																																																						
東海日動※	(１ ２)	エース	６ ６																																																																																																																																						
損保ジャパン※	(１ ３)	チューリッヒ	６ ７																																																																																																																																						
日新	１ ４	ゼネラリ	６ ８																																																																																																																																						
日本興亜	１ ５	ザ・ニュー・インデ ィア	７ ７																																																																																																																																						
富士	１ ６	アクサ	８ ２																																																																																																																																						
損保ジャパン	１ ７	カーディフ	８ ６																																																																																																																																						

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前				
朝日	1 8	フェデラル	9 3	※当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別区分番号である。
日本興亜※	(1 9)	現代	9 6	
大同	2 2	アニコム損保	3 C	
セゾン	2 3	<u>アドリック損保</u>	<u>3 F</u>	
ジェイアイ	2 4	S B I 損保	3 G	
アリアンツ	2 5	エイチ・エス損保	3 H	
日立キャピタル	2 6	(追 加)	(追加)	
ソニー	2 7	(追 加)	(追加)	
三井ダイレクト	2 8	ユーラー・ヘルメス	4 A	
コファス	3 5	アトラディウス	4 C	
		<u>ジェンワース・モー ゲージ</u>	<u>4 E</u>	
		<u>ファイナンシャル・ セキュリティ</u>	<u>4 F</u>	
		H D I ゲーリング	4 G	
		(追 加)	(追加)	
別表 2 (略)				

改 正 後				
朝日	1 8	フェデラル	9 3	※当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別区分番号である。
日本興亜※	(1 9)	現代	9 6	
大同	2 2	アニコム損保	3 C	
セゾン	2 3	(削 除)	(削除)	
ジェイアイ	2 4	S B I 損保	3 G	
アリアンツ	2 5	エイチ・エス損保	3 H	
日立キャピタル	2 6	<u>イーデザイン損保</u>	<u>3 J</u>	
ソニー	2 7	<u>a u 損保</u>	<u>3 K</u>	
三井ダイレクト	2 8	ユーラー・ヘルメス	4 A	
コファス	3 5	アトラディウス	4 C	
		(削 除)	(削除)	
		(削 除)	(削除)	
		H D I ゲーリング	4 G	
		<u>スイス・リー・ インターナシヨナ ル</u>	<u>4 H</u>	
別表 2 (略)				

改 正 前	改 正 後									
IV－6－2 別紙1 1. <u>届出内容評価表（生命保険会社用）</u> <u>〇〇〇〇生命〇〇会社</u> （1）届出に係る商品の内容（種目、編等） （2）届出の概要 （3）届出商品の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">保険契約者</th> <th style="width: 15%;">被保険者</th> <th style="width: 15%;">該当（複数可）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業・団体</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 一般勘定 ☐ 特別勘定 ☐ （4）届出手続 （a）保険商品の新設 ☐ <u>以下全項目について評価のこと</u> （b）既存保険商品の変更 ☐ <u>変更部分について評価のこと</u> （基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要） 特約条項の変更 ☐ （特約条項以外の）事業方法書の変更 ☐ 普通保険約款の変更 ☐ （複数可） 算出方法書の変更 ☐ （c）届出内容 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等 ☐ 他社の既存商品と実質的に同等の商品 ☐ 実質的に同等であることを示す参考資料の添付 あり ☐ なし ☐ （5）届出事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 ☐ 未済 ☐ （6）全般的事項 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか 沿ったものである ☐ 問題点あり ☐	保険契約者	被保険者	該当（複数可）	企業・団体	個人		個人	個人		（削除）
保険契約者	被保険者	該当（複数可）								
企業・団体	個人									
個人	個人									

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
2. 事業方法書・普通保険約款 注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。 変更の場合は、その変更項目について評価を記載する。 普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、 必要に応じ各1通とすることも可。 届出書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。 (複数通の場合) 変更項目 _____ (1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法5条第1項第3号イ) おそれなし ☐ あり ☐ ①保険金等の支払事由 特段の条件なし ☐ あり ☐ ②保険金等の額 契約後の変動を予定しない☐ する ☐ ③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし☐ あり☐ ④保険料の額 契約後の変動を予定しない ☐ する☐ ⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない☐ する☐ ⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし☐ あり☐ ⑦契約継続中の権利義務 特段の制約なし ☐ あり☐ (解約権、自動解約要件、復活、貸付、その他の義務等) ⑧契約後の保険会社の契約内容変更権 なし ☐ あり☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
⑨契約締結等手続の方法 契約者の保護に欠けるおそれなし ☐ あり ☐ ⑩その他契約者の立場を不安定にする要素 なし ☐ あり ☐ (2) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと(同号ロ) 不当な差別的取扱い なし ☐ あり ☐ ①契約相手による契約適用上の相違(年齢、性別以外の理由によるもの) なし ☐ あり ☐ ある場合には相違点 その理由・根拠 ②引受の拒否 自己申告(告知)結果による ☐ 診査結果による ☐ 契約対象者の範囲を細分限定 ☐ その他による拒否予定あり ☐ (3) 保険契約の内容が、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと(同号ハ) おそれなし ☐ おそれあり ☐ ①保険金等の支払事由等(免責事由を含む) 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ②契約存続のための条件 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ③不当利得を生ずる可能性 なし ☐ あり ☐ ④逆選択を促す可能性 なし ☐ あり ☐ ⑤契約手続、支払審査手続の確実性 確実 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(4) 権利義務その他保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること (同号ニ) 明確平易 ☐ その他 ☐ ①誤字脱字落丁等 なし ☐ あり ☐ ②条文等の内容・関係について矛盾 なし ☐ あり ☐ ③意味不明や難解な部分 なし ☐ あり ☐ ④文言や表現に誤解を招くおそれ なし ☐ あり ☐ ⑤権利義務が全て明確か 明確 ☐ 必ずしも明確でない部分あり ☐ ⑥保険契約者に十分読める明確な約款等を予定しているか 予定 ☐ その他 ☐ ⑦契約の重要な要素を契約者に明確に理解できる方法を予定 しているか 予定 ☐ その他 ☐ (5) 保険契約の内容が、需要及び利便に適合した妥当なものであること(同号ホ、規則第11条第1号) 適合 ☐ 妥当 ☐ (6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること(同条第2号) 本項無関係 ☐ 関係あり ☐ ①契約者と被保険者の関係 同一人 ☐ 別人 ☐ ②被保険者の死亡に対して保険金等の支払 なし ☐ あり ☐ ③(①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式 適正 ☐ その他 ☐ (7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること (同条第2号の2) 本項無関係 ☐ 適正 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(8) 解約による返戻金の開示方法(同条第 3 号) 適正明瞭 ☐ その他 ☐	
(9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第 4 号) 適正 ☐ その他 ☐ ①保険金の支払基準 支払対象事由 適正 ☐ その他 ☐ 支払対象範囲 明確 ☐ その他 ☐ モラルリスクを招くおそれ なし ☐ あり ☐ 明確さ 明確 ☐ その他 ☐ ②保険金の限度額 モラルリスクを招くおそれ なし ☐ あり ☐ (1 0) 特別勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第 6 号) 特別勘定を設けない ☐ 適正 ☐ その他 ☐ (1 1) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる(同条第 7 号) 事務等の委託を行わない ☐ 他商品一般の委託と同様 ☐ 的確公正効率的に遂行できる ☐ 懸念あり ☐	

改 正 前

改 正 後

3. 算出方法書

注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、
その変更項目について評価を記載する。
性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある
場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
届出書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし ☐
懸念あり ☐
不適切 ☐

(複数通の場合) 変更項目

保険契約の種類

標準責任準備金対象契約 ☐ 標準責任準備金対象外契約 ☐

理由

毎年配当 ☐ 無配当 ☐ その他の配当方式 ☐ 変額 ☐ その他 ☐
死亡・生存に対する給付 ☐ 疾病に対する給付 ☐ 年金 ☐ その他 ☐
保険期間 1年以下 ☐ 1年～5年 ☐ 5年～10年 ☐ 10年～20年 ☐
20年～30年 ☐ 30年以上 ☐

(1) 保険料及び責任準備金が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ) 合理的妥当 ☐ その他 ☐

①保険料の計算基礎

予定死亡率 標準生命表 ☐ その他 ☐
予定発生率 公的データ等 ☐ その他 ☐

基礎データの補整

標準生命表と同様 ☐ 特約の条項に合致しているなど合理的 ☐

予定利率 標準利率 ☐ その他 ☐

利率変動型商品の場合、利率設定根拠と運用対象資産、運用期間との整合性
あり ☐ なし ☐

予定事業費率

設定方法 合理的 ☐ その他 ☐
新契約費 (%)
維持費率 (%)

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
集金費率（ %） その他 類似商品との水準 同程度 ☐ その他 ☐ 引き下げる場合 対応する経費削減策 あり ☐ なし ☐ その他の計算基礎率 なし ☐ あり ☐（名称_____） 法令及び数理に基づいた保険料の計算 適当 ☐ その他 ☐ ②責任準備金の計算基礎（保険料の計算基礎と異なる場合に記入） 予定死亡率 標準生命表 ☐ その他 ☐ 予定発生率 公的データ等 ☐ その他 ☐ 予定利率 標準利率 ☐ その他 ☐ （ %） その他の計算基礎率 なし ☐ あり ☐（名称_____） 法令及び数理に基づいた責任準備金の計算 適当 ☐ その他 ☐ （健全性の確保 問題なし ☐ その他 ☐） 責任準備金の積立方式 標準対象契約 標準 ☐ その他 ☐ 標準対象外契約 平準純保 ☐ その他 ☐ ③割引等の設定 設定なし ☐ 数理上適当な設定 ☐ 数理上の根拠弱い ☐ ④計算の基礎等の信頼性 あり ☐ 根拠が弱い ☐ なし ☐ ⑤記載が確実か 誤字誤記等 なし ☐ あり ☐ 計算間違い なし ☐ あり ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(2) 保険料に関し、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするものではないこと (同号ロ) 不当に差別的取扱いなし ☐ あり ☐ ①契約相手による保険料等の適用上の相違 なし ☐ あり ☐ ある場合は相違点 その理由・根拠 (3) 契約者価額の計算が保険契約者にとって不当に不利益なものでないこと(規則第12条第1号) ①解約返戻金の水準 適当 ☐ その他 ☐ (4) 保険料以外の部分に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと(規則第12条第2号) あり ☐ なし ☐	

改 正 前

改 正 後

Ⅳ－６－２ 別紙２

(削除)

１．届出内容評価表(損害保険会社用)

〇〇〇〇保険〇〇会社

(１) 届出に係る商品の名称(種目、編等)

(２) 届出の概要

(３) 届出商品の販売対象等

保険契約者	被保険者	該当(複数可)
企業・団体	企業・団体	
企業・団体	個人	
個人	個人	

積立型 ☐ 非積立型 ☐

「特約自由」又は「標準普約」方式
(以下「特約自由等」)を採用 ☐
未採用 ☐

(４) 届出手続

a 保険商品の新設 ☐ 以下全項目について評価のこと

b 既存保険商品の変更 ☐ 変更部分についてのみ評価のこと

(基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要)

特約条項の新設・変更

☐

(特約条項以外)事業方法書の変更

☐

普通保険約款の変更

☐

算出方法書の変更

☐

(複数可)

c 届出内容 ☐ 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等

☐ 他社の既存商品と実質的に同等の商品

実質的に同等であることを示す参考資料の添付

☐ あり ☐ なし

☐ その他

(５) 届出事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 ☐ 未済 ☐

(６) 合法性 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである ☐ 問題点あり ☐

(７) 届出の内容に関し特に補足すべき事項

改 正 前

改 正 後

2. 事業方法書・普通保険約款

注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。
 普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
 届出書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。
 (複数通の場合) 変更項目

問題なし ☐
 懸念あり ☐
 不適切 ☐

(1) 保険契約の内容及、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法第5条第1項第3号イ)

おそれなし ☐ あり ☐ その他(特約自由等を採用している場合を含む) ☐

①保険金等の支払事由 特段の限定・条件なし ☐ あり ☐

②保険金等の額 契約後の変動を予定しない ☐ する ☐

③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし ☐ あり ☐

④保険料の額 契約後の変動を予定しない ☐ する ☐

⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない ☐ する ☐

⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし ☐ あり ☐

⑦契約存続中の権利義務 特段の制約なし ☐ あり ☐

⑧その他契約者の立場を不安定にする要素 なし ☐ あり ☐

⑨契約締結等手続の方法 契約者保護に欠ける ☐ あり ☐
 おそれなし

⑩保険業法その他法令 全く問題なし ☐ 法令抵触・誤解 ☐
 との関係のおそれ

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(2) 保険契約の内容及し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと (同号ロ) 不当な差別的取扱いなし ☐ あり ☐ その他 (特約自由等を採用 ☐ している場合を含む) ①契約相手による契約適用上の相違 なし ☐ あり ☐ (ある場合には相違点 その理由・根拠を示すページ) ②引受の拒否 一般には予定していない ☐ 可能性はあるが保険商品の社会公共性が低い ☐ 予定あり ☐ (3) 保険契約の内容及し、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと (同号ハ) おそれなし ☐ おそれあり ☐ その他 (特約自由等を採用 ☐ している場合を含む) ①保険金等の支払事由等 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ②契約存続のための条件 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ③不当利得を生ずる可能性 可能性なし ☐ あり ☐ ④第三者が利益等を得る可能性 可能性なし ☐ あり ☐ (4) 権利義務その他保険契約の内容及し、明確かつ平易に定められたものであること (同号ニ) 明確平易 ☐ 特約自由等を採用 ☐ その他 ☐ ①誤字脱字落丁等 なし ☐ あり ☐ ②条文等の内容・関係についての矛盾 なし ☐ あり ☐ ③意味不明や難解な部分 なし ☐ あり ☐ ④文言や表現に誤解を招くおそれ なし ☐ あり ☐ ⑤権利義務が全て明確か 明確 ☐ 必ずしも明確でない部分あり ☐ ⑥保険契約者に十分読める明確な約款等を予定しているか 予定 ☐ その他 ☐ ⑦契約の重要な要素を契約者に明確に理解できる方法を予定しているか 予定 ☐ その他 ☐ (5) 保険契約の内容及し、需要及び利便に適した妥当なものであること (規則第11条第1号) 適合妥当 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること 本項無関係 ☐ 適正・明瞭 ☐ その他 ☐ (同条第2号) ①契約者と被保険者の関係 同一人 ☐ 別人 ☐ ②被保険者の死亡に対して保険金等の支払 なし ☐ あり ☐ ③ (①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式 適正 ☐ その他 ☐ (7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること (同条第2号の2) 本項無関係 ☐ 適正 ☐ その他 ☐ (8) 解約による返戻金の開示方法 (同条第3号) 適正明瞭 ☐ その他 ☐ (9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること (同条第4号) 本項無関係 ☐ 適正 ☐ その他 ☐ ①人の死亡に関し一定額の支払を行うものか 行わない ☐ 行う ☐ ②疾病・傷害等に関し一定額又は損害てん補を 行わない ☐ 行う ☐ ③ (①又は②行う場合) 保険金の支払基準・限度額 適正 ☐ その他 ☐ (10) 再保険に付した金額を控除した保険金額の限度額を合計した額が、総資産の額に比して妥当なものであること (同条第5号) 妥当 ☐ その他 ☐ (11) 積立勘定の財産の運用に係る体制が適正 (同条第6号) 積立勘定を設けない ☐ 適正 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(12) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる (同条第7号) 事務等の委託を行わない ☐ 他商品一般の委託と同様 ☐ 業務等を的確公正効率的に遂行できる ☐ 懸念あり ☐ (13) 規則第53条の書面の受領を示す署名又は押印を得る措置が明確に定められていること (同条第8号) 本項無関係 ☐ 要件に合致 ☐ その他 ☐ ①規則第53条第1号～第4号への該当 右のいずれでもない ☐ 第1号（給付金額の変動）該当 ☐ (②の記載不要) 第2号（外国通貨表示）該当 ☐ (事業者向け専用のものを除く) 第3号（予定解約率、解約返戻金なし） ☐ 第4号（転換型） ☐ 特約自由等を採用 ☐ ②規則各号に示す内容を記載した書面の交付及びその受領の署名押印を得る措置の規定 事業方法書上明確に記載 ☐ その他 ☐ (14) 保険会社が契約内容の変更ができる保険契約の場合の要件（同条第9号） 本項無関係 ☐ 要件に合致 ☐ その他 ☐ ①契約内容変更規定 右のいずれでもない ☐ 変更規定 ☐ 特約自由等 ☐ (①②の記載不要) あり を採用 ②契約内容変更の要件、変更箇所、変更内容、契約者への通知の時期 契約上明確に規定 ☐ その他 ☐ ③変更の通知に対しての解除 不利益なく解除できる ☐ その他 ☐	

改 正 前		改 正 後	
3. 算出方法書			
注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。 性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。 届出書類等の該当(関連) ページを右欄に付記する。 (複数通の場合) 変更項目		問題なし 懸念あり 不適切	
(1) 算出方法書が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ)			
合理的妥当 ☐ その他 ☐			
①保険料 (率)			
点 ☐ 幅 ☐ (%) 標準 ☐ 自由 ☐			
自社料率 ☐ その他 ☐			
予定損害率(%) 予定事業費率(%)			
数理計算の基礎			
純率			
算定会参考純率 ☐ 自社固有データ実績 ☐			
その他 ☐ 他の国内データ等実績 ☐			
海外のデータ等実績 ☐			
上記の混合使用 ☐			
付加率			
自社実績使用 ☐ 修正要素援用 ☐ その他 ☐			
予定利率(積立商品の場合) _____%			
割引等の設定			
設定なし ☐ 数理上適当な設定 ☐			
数理上の根拠弱い ☐			
②法令及び数理に基づいた責任準備金の計算			
適当 ☐ その他 ☐			
③計算の基礎等の信頼性			
あり ☐ 根拠が弱い ☐ なし ☐			
④記載が確実か			
誤字誤記載等			
なし ☐ あり ☐			
計算間違い			
なし ☐ あり ☐			

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(2) 保険料等に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと 不当な差別的取扱いなし ☐ あり ☐ その他 ☐ (同号ロ、規則第12条第2号) ①契約相手による保険料等の適用上の相違 なし ☐ あり ☐ (ある場合は相違点 その理由・根拠を示すページ) (3) 付加保険料率が、保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用を償えるものであること 償える ☐ その他 ☐ (規則第12条第3号) (4) 自動車保険の場合、危険要因、料率格差、料率幅等の要件を満たすものであること (規則第12条第4号) 全て満たす ☐ その他 ☐ ①料率の算出に用いる危険要因 年齢 ☐ 性別 ☐ 運転歴 ☐ 左記の 使用目的 ☐ 使用状況 ☐ 地域 ☐ もののみ ☐ 種別 ☐ 安全装置 ☐ 所有台数 ☐ その他 ☐ 使用 ②料率格差 統計・保険数理に基づく ☐ その他 ☐ 年齢格差 3倍以下 ☐ 3倍超 ☐ 性別格差 1.5倍以下 ☐ 1.5倍超 ☐ 地域格差 1.5倍以下 ☐ 1.5倍超 ☐ (地域区分 適当 ☐ その他 ☐) ③料率幅 ±12.5%以内 ☐ その他 ☐	

改 正 前

改 正 後

IV－6－2 別紙3

1. 認可申請内容評価表（生命保険会社用） 〇〇〇〇生命〇〇会社

（1）認可申請に係る商品の内容（種目、編等）

--

（2）認可申請の概要

--

（3）認可申請商品の概要

保険契約者	被保険者	該当（複数可）
企業・団体	個人	
個人	個人	

一般勘定 ☐

特別勘定 ☐

（4）申請手続

（a）保険商品の新設 ☐ 以下全項目について評価のこと

（b）既存保険商品の変更 ☐ 変更部分について評価のこと

（基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要）

特約条項の変更 ☐

（特約条項以外の）事業方法書の変更 ☐

普通保険約款の変更 ☐ （複数可）

算出方法書の変更 ☐

（c）申請内容

関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等 ☐

他社の既存商品と実質的に同等の商品 ☐

実質的に同等であることを示す参考資料の添付

あり ☐ なし ☐

（5）申請事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 ☐ 未済 ☐

（6）全般的事項 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである ☐ 問題点あり ☐

（削除）

改 正 前	改 正 後
2. 事業方法書・普通保険約款 注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。 変更の場合は、その変更項目について評価を記載する。 普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。 申請書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。 (複数通の場合) 変更項目 (1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法5条第1項第3号イ) おそれなし ☐ あり ☐ ① 保険金等の支払事由 特段の条件なし ☐ あり ☐ ② 保険金等の額 契約後の変動を予定しない ☐ する ☐ ③ 保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし ☐ あり ☐ ④ 保険料の額 契約後の変動を予定しない ☐ する ☐ ⑤ 保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない ☐ する ☐ ⑥ 保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし ☐ あり ☐ ⑦ 契約継続中の権利義務 特段の制約なし ☐ あり ☐ (解約権、自動解約要件、復活、貸付、その他の義務等) ⑧ 契約後の保険会社の契約内容変更権 なし ☐ あり ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
⑨契約締結等手続の方法 契約者の保護に欠けるおそれなし ☐ あり ☐ ⑩その他契約者の立場を不安定にする要素 なし ☐ あり ☐ (2) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと(同号ロ) 不当な差別的取扱い なし ☐ あり ☐ ①契約相手による契約適用上の相違(年齢、性別以外の理由によるもの) なし ☐ あり ☐ ある場合には相違点 その理由・根拠 ②引受の拒否 自己申告(告知)結果による ☐ 診査結果による ☐ 契約対象者の範囲を細分限定 ☐ その他による拒否予定あり ☐ (3) 保険契約の内容が、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと(同号ハ) おそれなし ☐ おそれあり ☐ ①保険金等の支払事由等(免責事由を含む) 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ②契約存続のための条件 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ③不当利得を生ずる可能性 なし ☐ あり ☐ ④逆選択を促す可能性 なし ☐ あり ☐ ⑤契約手続、支払審査手続の確実性 確実 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(４) 権利義務その他保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること (同号ニ) 明確平易 ☐ その他 ☐ ①誤字脱字落丁等 なし ☐ あり ☐ ②条文等の内容・関係について矛盾 なし ☐ あり ☐ ③意味不明や難解な部分 なし ☐ あり ☐ ④文言や表現に誤解を招くおそれ なし ☐ あり ☐ ⑤権利義務が全て明確か 明確 ☐ 必ずしも明確でない部分あり ☐ ⑥保険契約者に十分読める明確な約款等を予定している 予定 ☐ その他 ☐ ⑦契約の重要な要素を契約者に明確に理解できる方法を予定 しているか 予定 ☐ その他 ☐ (５) 保険契約の内容が、需要及び利便に適合した妥当なものであること(同号ホ、規則第１１条第１号) 適合 ☐ 妥当 ☐ (６) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること(同条第２号) 本項無関係 ☐ 関係あり ☐ ①契約者と被保険者の関係 同一人 ☐ 別人 ☐ ②被保険者の死亡に対して保険金等の支払 なし ☐ あり ☐ ③(①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式 適正 ☐ その他 ☐ (７) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること (同条第２号の２) 本項無関係 ☐ 適正 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(8) 解約による返戻金の開示方法(同条第 3 号) 適正明瞭 ☐ その他 ☐ (9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第 4 号) 適正 ☐ その他 ☐ ①保険金の支払基準 支払対象事由 適正 ☐ その他 ☐ 支払対象範囲 明確 ☐ その他 ☐ モラルリスクを招くおそれ なし ☐ あり ☐ 明確さ 明確 ☐ その他 ☐ ②保険金の限度額 モラルリスクを招くおそれ なし ☐ あり ☐ (1 0) 特別勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第 6 号) 特別勘定を設けない ☐ 適正 ☐ その他 ☐ (1 1) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる(同条第 7 号) 事務等の委託を行わない ☐ 他商品一般の委託と同様 ☐ 的確公正効率的に遂行できる ☐ 懸念あり ☐	

改 正 前	改 正 後
3. 算出方法書 注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、 その変更項目について評価を記載する。 性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある 場合には、必要に応じ各1通とすることも可。 申請書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。 (複数通の場合) 変更項目 _____ 保険契約の種類 標準責任準備金対象契約 ☐ 標準責任準備金対象外契約 ☐ 理由 毎年配当 ☐ 無配当 ☐ その他の配当方式 ☐ 変額 ☐ その他 ☐ 死亡・生存に対する給付 ☐ 疾病に対する給付 ☐ 年金 ☐ その他 ☐ 保険期間 1年以下 ☐ 1年～5年 ☐ 5年～10年 ☐ 10年～20年 ☐ 20年～ 30年 ☐ 30年以上 ☐ (1) 保険料及び責任準備金が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1 項第4号イ) 合理的妥当 ☐ その他 ☐ ① 保険料の計算基礎 予定死亡率 標準生命表 ☐ その他 ☐ 予定発生率 公的データ等 ☐ その他 ☐ 基礎データの補整 標準生命表と同様 ☐ 特約の条項に合致しているなど合理的 ☐ 予定利率 標準利率 ☐ その他 ☐ 利率変動型商品の場合、利率設定根拠と運用対象資産、運用期間との整合性 あり ☐ なし ☐ 問題なし ☐ 懸念あり ☐ 不適切 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
予定事業費率 設定方法 合理的 ☐ その他 ☐ 新契約費（ %） 維持費率（ %） 集金費率（ %） その他 類似商品との水準 同程度 ☐ その他 ☐ 引き下げる場合 対応する経費削減策 あり ☐ なし ☐ その他の計算基礎率 なし ☐ あり ☐（名称 _____） 法令及び数理に基づいた保険料の計算 適当 ☐ その他 ☐ ②責任準備金の計算基礎（保険料の計算基礎と異なる場合に記入） 予定死亡率 標準生命表 ☐ その他 ☐ 予定発生率 公的データ等 ☐ その他 ☐ 予定利率 標準利率 ☐ その他 ☐ （ %） その他の計算基礎率 なし ☐ あり ☐（名称 _____） 法令及び数理に基づいた責任準備金の計算 適当 ☐ その他 ☐ （健全性の確保 問題なし ☐ その他 ☐） 責任準備金の積立方式 標準対象契約 標準 ☐ その他 ☐ 標準対象外契約 平準純保 ☐ その他 ☐ ③割引等の設定 設定なし ☐ 数理上適当な設定 ☐ 数理上の根拠弱い ☐ ④計算の基礎等の信頼性 あり ☐ 根拠が弱い ☐ なし ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
⑤記載が確実か 誤字誤記等 なし ☐ あり ☐ 計算間違い なし ☐ あり ☐ (2) 保険料に関し、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするものではないこと (同号ロ) 不当に差別的取扱いなし ☐ あり ☐ ①契約相手による保険料等の適用上の相違 なし ☐ あり ☐ ある場合は相違点 その理由・根拠 (3) 契約者価額の計算が保険契約者にとって不当に不利益なものでないこと(規則第12条第1号) ①解約返戻金の水準 適当 ☐ その他 ☐ (4) 保険料以外の部分に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと(規則第12条第2号) あり ☐ なし ☐	

改 正 前

改 正 後

Ⅳ－６－２ 別紙４

(削除)

１．認可申請内容評価表(損害保険会社用)

〇〇〇〇保険〇〇会社

(１) 認可申請に係る商品の名称(種目、編等)

(２) 認可申請の概要

(３) 認可申請に関わる商品の販売対象等

保険契約者	被保険者	該当(複数可)
企業・団体	企業・団体	
企業・団体	個人	
個人	個人	

積立型 ☐ 非積立型 ☐

(４) 申請手続

a 保険商品の新設 ☐ 以下全項目について評価のこと

b 既存保険商品の変更 ☐ 変更部分についてのみ評価のこと

(基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要)

特約条項の新設・変更 ☐
 (特約条項以外) 事業方法書の変更 ☐
 普通保険約款の変更 ☐
 算出方法書の変更 ☐

(複数可)

c 申請内容 ☐ 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等

☐ 他社の既存商品と実質的に同等の商品
実質的に同等であることを示す参考資料の添付

☐ あり ☐ なし

☐ その他

(５) 申請事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 ☐ 未済 ☐

(６) 合法性 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである ☐ 問題点あり ☐

(７) 認可申請の内容に関し特に補足すべき事項

改 正 前	改 正 後
2. 事業方法書・普通保険約款 注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。 普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。 申請関連書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。 (複数通の場合) 変更項目 _____ 問題なし ☐ 懸念あり ☐ 不適切 ☐ (1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法第5条第1項第3号イ) おそれなし ☐ あり ☐ その他 ☐ ①保険金等の支払事由 特段の限定・条件なし ☐ あり ☐ ②保険金等の額 契約後の変動を予定しない ☐ する ☐ ③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし ☐ あり ☐ ④保険料の額 契約後の変動を予定しない ☐ する ☐ ⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない ☐ する ☐ ⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし ☐ あり ☐ ⑦契約存続中の権利義務 特段の制約なし ☐ あり ☐ ⑧契約後の保険会社の契約内容変更権 なし ☐ あり ☐ ⑨その他契約者の立場を不安定にする要素 なし ☐ あり ☐ ⑩契約締結等手続の方法 契約者保護に欠ける ☐ あり ☐ おそれなし	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(2) 保険契約の内容及し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと（同号ロ） 不当な差別的取扱いなし ☐ あり ☐ その他 ☐ ①契約相手による契約適用上の相違 なし ☐ あり ☐ (ある場合には相違点 その理由・根拠を示すページ) ②引受の拒否 一般には予定していない ☐ 可能性はあるが保険商品の社会公共性が低い ☐ 予定あり ☐ (3) 保険契約の内容及し、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと（同号ハ） おそれなし ☐ おそれあり ☐ その他 ☐ ①保険金等の支払事由等 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ②契約存続のための条件 問題なし ☐ 懸念あり ☐ ③不当利得を生ずる可能性 可能性なし ☐ あり ☐ ④第三者が利益等を得る可能性 可能性なし ☐ あり ☐ (4) 権利義務その他保険契約の内容及し、明確かつ平易に定められたものであること（同号ニ） 明確平易 ☐ その他 ☐ ①誤字脱字落丁等 なし ☐ あり ☐ ②条文等の内容・関係についての矛盾 なし ☐ あり ☐ ③意味不明や難解な部分 なし ☐ あり ☐ ④文言や表現に誤解を招くおそれ なし ☐ あり ☐ ⑤権利義務が全て明確か 明確 ☐ 必ずしも明確でない部分あり ☐ ⑥保険契約者に十分読める明確な約款等を予定しているか 予定 ☐ その他 ☐ ⑦契約の重要な要素を契約者に明確に理解できる方法を予定しているか 予定 ☐ その他 ☐ (5) 保険契約の内容及し、需要及び利便に適合した妥当なものであること（規則第11条第1号） 適合妥当 ☐ その他 ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること 本項無関係 ☐ 関係あり ☐ (同条第2号) ①契約者と被保険者の関係 同一人 ☐ 別人 ☐ ②被保険者の死亡に対して保険金等の支払 なし ☐ あり ☐ ③(①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式 適正 ☐ その他 ☐ (7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること(同条第2号の2) 本項無関係 ☐ 適正 ☐ その他 ☐ (8) 解約による返戻金の開示方法(同条第3号) 適正明瞭 ☐ その他 ☐ (9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第4号) 本項無関係 ☐ 適正 ☐ その他 ☐ ①人の死亡に関し一定額の支払を行うものか 行わない ☐ 行う ☐ ②疾病・傷害等に関し一定額又は損害てん補を 行わない ☐ 行う ☐ ③(①又は②行う場合) 保険金の支払基準・限度額 適正 ☐ その他 ☐ (10) 再保険に付した金額を控除した保険金額の限度額を合計した額が、総資産の額に比して妥当なものであること(同条第5号) 妥当 ☐ その他 ☐ (11) 積立勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第6号) 積立勘定を設けない ☐ 適正 ☐ その他 ☐ (12) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる (同条第7号) 事務等の委託を行わない ☐ 他商品一般の委託と同様 ☐ 業務等を的確公正効率的に遂行できる ☐ 懸念あり ☐	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(13) 規則第53条の書面の受領を示す署名又は押印を得る措置が明確に定められていること 本項無関係 ☐ 要件に合致 ☐ その他 ☐ (同条第8号) ①規則第53条第1号～第4号への該当 右のいずれでもない ☐ 第1号(給付金額の変動)該当 ☐ (②の記載不要) 第2号(外国通貨表示)該当 ☐ (事業者向け専用のものを除く) 第3号(予定解約率、解約返戻金なし) ☐ 第4号(転換型) ☐ 特約自由等を採用 ☐ ②規則各号に示す内容を記載した書面の交付及びその受領の署名押印を得る措置の規定 事業方法書上明確に記載 ☐ その他 ☐ (14) 保険会社が契約内容の変更ができる保険契約の場合の要件(同条第9号) 本項無関係 ☐ 要件に合致 ☐ その他 ☐ ①契約内容変更規定 右のいずれでもない ☐ 変更規定 ☐ 特約自由等 ☐ (①②の記載不要) あり を採用 ②契約内容変更の要件、変更箇所、変更内容、契約者への通知の時期 契約上明確に規定 ☐ その他 ☐ ③変更の通知に対しての解除 不利益なく解除できる ☐ その他 ☐	

改 正 前	改 正 後
3. 算出方法書 〔注〕算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。 性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。 申請関連書類等の該当(関連) ページを右欄に付記する。 (複数通の場合) 変更項目 _____ 問題なし ☐ 懸念あり ☐ 不適切 ☐ (1) 算出方法書が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ) 合理的妥当 ☐ その他 ☐ ①保険料 (率) 点 ☐ 幅 ☐ (%) 標準 ☐ 自由 ☐ <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/> 自社料率 ☐ 経過措置料率 ☐ その他 ☐ <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/> 予定損害率(%) 予定事業費率(%) <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/> 数理計算の基礎 純率 算定会参考純率 ☐ 自社固有データ実績 ☐ その他 ☐ 他の国内データ等実績 ☐ 海外のデータ等実績 ☐ 上記の混合使用 ☐ 付加率 自社実績使用 ☐ 修正要素援用 ☐ その他 ☐ <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/> 予定利率(積立商品の場合) _____ % <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/> 割引等の設定 設定なし ☐ 数理上適当な設定 ☐ 数理上の根拠弱い ☐ ②法令及び数理に基づいた責任準備金の計算 適当 ☐ その他 ☐ <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/> ③計算の基礎等の信頼性 あり ☐ 根拠が弱い ☐ なし ☐ <input style="width: 100px; height: 25px; border: 1px solid black; margin-left: 10px;"/>	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
④記載が確実か 誤字誤記載等 なし ☐ あり ☐ 計算間違い なし ☐ あり ☐ (2) 保険料等に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと (同号ロ、規則第12条第2号) 不当な差別的取扱いなし ☐ あり ☐ その他 ☐ ①契約相手による保険料等の適用上の相違 なし ☐ あり ☐ (ある場合は相違点 その理由・根拠を示すページ) (3) 付加保険料率が、保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用を償えるものであること (規則第12条第3号) 償える ☐ その他 ☐ (4) 自動車保険の場合、危険要因、料率格差、料率幅等の要件を満たすものであること (規則第12条第4号) 全て満たす ☐ その他 ☐ ①料率の算出に用いる危険要因 年齢 ☐ 性別 ☐ 運転歴 ☐ 使用目的 ☐ 使用状況 ☐ 地域 ☐ 種別 ☐ 安全装置 ☐ 所有台数 ☐ } 左記の もののみ ☐ その他 ☐ 使用 ②料率格差 統計・保険数理に基づく ☐ その他 ☐ 年齢格差 3倍以下 ☐ 3倍超 ☐ 性別格差 1.5倍以下 ☐ 1.5倍超 ☐ 地域格差 1.5倍以下 ☐ 1.5倍超 ☐ (地域区分 適当 ☐ その他 ☐) ③料率幅 ±12.5%以内 ☐ その他 ☐	

改 正 前		改 正 後	
IV－6－2 別紙 5		IV－6－2 別紙 1	
○商品の概要書（生命保険会社用） ・ ・ A 4 版横書にて作成のうえ提出		○商品の概要書（生命保険会社用） ・ ・ A 4 版横書にて作成のうえ提出	
記載事項	記載内容等	記載事項	記載内容等
1. 名称		1. 名称	
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性及びその必要性を客観的に示す資料を添付する（ <u>追随商品は特に必要としない</u> ）。	2. 趣旨	当該商品を開発する必要性（ <u>販売動向の現状・現状分析など</u> ）及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。
3. 仕組・特徴	（1）モデル（図表） 責任準備金のラインを入れたもの。 代表的年齢による保険料例を含む。 （2）特徴	3. 仕組・特徴	（1）モデル（図表） 責任準備金のラインを入れたもの。 代表的年齢による保険料例を含む。 （2）特徴
4. 保障内容	（1） 保険金等の種類 （2） 支払事由 （3） 支払金額 （4） 免責事由 約款上の文言を記載する。 （5） その他	4. 保障内容	（1） 保険金等の種類 （2） 支払事由 （3） 支払金額 （4） 免責事由 約款上の文言を記載する。 （5） その他
5. 保険期間等	（1） 保険期間 （2） 保険料払込期間 （3） 契約年齢範囲	5. 保険期間等	（1） 保険期間 （2） 保険料払込期間 （3） 契約年齢範囲
6. 保険金額制限	（1） 同一被保険者限度 （2） 他保険金との通算限度 既存の基準に通算しない場合、その理由。	6. 保険金額制限	（1） 同一被保険者限度 （2） 他保険金との通算限度 既存の基準に通算しない場合、その理由。
7. 危険選択の方法及びその通算制限	（1） 告知扱 （2） 面接士扱 既存の基準に通算しない場合、その理由。 （3） 医師扱	7. 危険選択の方法及びその通算制限	（1） 告知扱 （2） 面接士扱 既存の基準に通算しない場合、その理由。 （3） 医師扱

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
8. 変更制度等	(1) 減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の 変更制度 (2) 他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3) 契約内容変更条項（省令第11条第9号に係 るもの）の有無 (4) その他特段の制限等	8. 変更制度等	(1) 減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変 更制度 (2) 他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3) 契約内容変更条項（省令第11条第7号に係 るもの）の有無 (4) その他特段の制限等
9. 付加範囲	(1) 付加可能特約（特約の場合は主契約） (2) 特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由（特に特約 の場合に付加できる主契約を制限している 理由）	9. 付加範囲	(1) 付加可能特約（特約の場合は主契約） (2) 特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由（特に特約の 場合に付加できる主契約を制限している理由）
10. 保険料払込方法	(1) 経路 (2) 回数	10. 保険料払込方法	(1) 経路 (2) 回数
11. 販売方法		11. 販売方法	
12. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。	12. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。
13. その他	(1) 当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事 業方法書上の基準等を変更している場合はそ の内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照 らし検討した内容。 (2) 新旧対比表（特に約款）の旧の部分については、 当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考と なるものを記載する。 (3) 定型化された簡易なものあるいは他社の既存の 保険商品と実質的に同等の内容を有するもの と判断される場合は、その旨記載する。 （新設）	13. その他	(1) 当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事 業方法書上の基準等を変更している場合はその 内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし 検討した内容。 (2) 新旧対比表（特に約款）の旧の部分については、 当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考とな るものを記載する。 (3) 定型化された簡易なものあるいは他社の既存の 保険商品と実質的に同等の内容を有するものと 判断される場合は、その旨記載する。 (4) <u>他社の既存の保険商品と比較して、既存商品に は無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当 該事項を明確に記載する。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
	(新設)		(5) 概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。

改 正 前

IV－6－2 別紙6

○数理事項についての概要書（生命保険会社用）… A 4 版横書にて作成のうえ提出

記載事項	記載内容等
1. 保険料の計算の方法に関する事項	（１）計算基礎率一覧表（既存商品との比較を含む） ①予定発生率等 （ｉ）予定発生率 給付事由と発生率との関係 発生率作成フローチャート（基礎データの概要を含む） 給付内容が類似している既存発生率との相違点 （ii）保険料免除のための予定率 保険料払込免除事由との関係 新規作成の場合、予定率作成のフローチャート ②予定利率 設定根拠（幅認可の場合、実際の届出利率） ③予定事業費率 （i）新契約費率 （ii）維持費率 （iii）集金費率 <u>既存予定事業費率からの修正方法（算定根拠）</u> （２）保険料の計算方法 営業保険料の計算式及びその意味 （新設） （新設）
2. 責任準備金の計算の方法に関する事項	標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 （１）保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率

改 正 後

IV－6－2 別紙2

○数理事項についての概要書（生命保険会社用・損害保険会社用（長期第三分野商品））… A4 版横書にて作成のうえ提出

記載事項	記載内容等
1. 保険料の計算の方法に関する事項	（１）計算基礎率一覧表（既存商品との比較を含む） ①予定発生率等 （ｉ）予定発生率 給付事由と発生率との関係 発生率作成フローチャート（基礎データの概要を含む） 給付内容が類似している既存発生率との相違点 （ii）保険料免除のための予定率 保険料払込免除事由との関係 新規作成の場合、予定率作成のフローチャート ②予定利率 設定根拠（幅認可の場合、実際の届出利率） ③予定事業費率 <u>・算出方法書の規定内容</u> <u>・社内規定等の整備状況</u> （削除） （２）保険料の計算方法 <u>・営業保険料の計算式及びその意味</u> <u>・純保険料例</u> <u>・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合（最低保証を有する特別勘定商品など）は、その計算前提及び計算方法の概略を記載すること。</u>
2. 責任準備金の計算の方法に関する事項	標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 （１）保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
	保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (新設) (2) 保険料積立金の計算方法 ・保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チ ルメル式等) (新設) ・特別条件(特別保険料領収法)を付した場合の保険 料積立金への反映方法 ・危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、 その計算式及び根拠		保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ③<u>最低保証に関する資産運用の前提</u> 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2) 保険料積立金の計算方法 ①<u>保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チ ルメル式等)。</u> ②<u>最低保証に関する保険料積立金の評価方法は保険料 計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由</u> ③<u>特別条件(特別保険料領収法)を付した場合の保険 料積立金への反映方法</u> ④<u>危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場 合、その計算式及び根拠</u>
3. 契約者価額の計算 の方法及びその基 礎に関する事項	(1) 契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2) 契約者価額の計算方法 ①解約返戻金 解約返戻金の計算方法	3. 契約者価額の計算 の方法及びその基 礎に関する事項	(1) 契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2) 契約者価額の計算方法 ①解約返戻金 解約返戻金の計算方法、<u>マーケット・ヴァリュー・ア ジャストメントを用いる場合、調整係数の算式</u>
4. 社員配当準備金又 は契約者配当準備 金及び剰余金の分 配又は契約者配当 の計算方法に関す		4. 社員配当準備金又 は契約者配当準備 金及び剰余金の分 配又は契約者配当 の計算方法に関す	

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
る事項		る事項	
5. 未収保険料の計算に関する事項		5. 未収保険料の計算に関する事項	
6. 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項		6. 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項	
7. その他保険数理に関して必要な事項	○上記以外に特筆すべき事項があれば記載する。	7. その他保険数理に関して必要な事項	○上記以外に特筆すべき事項があれば記載する。

改 正 前	改 正 後																
IV－6－2 別紙<u>7</u> ○商品の概要書（損害保険会社用） …… A 4 版横書にて作成のうえ提出 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 252 344 309">記載事項</th><th data-bbox="344 252 1111 309">記載内容等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 309 344 360">1. 名称</td><td data-bbox="344 309 1111 360"></td></tr> <tr> <td data-bbox="107 360 344 411">2. 趣旨</td><td data-bbox="344 360 1111 411"></td></tr> <tr> <td data-bbox="107 411 344 699">3. 商品内容</td><td data-bbox="344 411 1111 699"> <u>①商品内容</u> <u>②適用条件</u> <u>③保険事故</u> <u>④被保険者</u> <u>⑤支払保険金</u> <u>⑥保険金の請求</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="107 699 344 750">4. 先行社</td><td data-bbox="344 699 1111 750"></td></tr> <tr> <td data-bbox="107 750 344 801">5. 保険期間</td><td data-bbox="344 750 1111 801"></td></tr> <tr> <td data-bbox="107 801 344 900">6. 保険料払込方法</td><td data-bbox="344 801 1111 900"></td></tr> <tr> <td data-bbox="107 900 344 951">7. 料率</td><td data-bbox="344 900 1111 951"></td></tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称		2. 趣旨		3. 商品内容	<u>①商品内容</u> <u>②適用条件</u> <u>③保険事故</u> <u>④被保険者</u> <u>⑤支払保険金</u> <u>⑥保険金の請求</u>	4. 先行社		5. 保険期間		6. 保険料払込方法		7. 料率		IV－6－2 別紙<u>3</u> ○商品の概要書（損害保険会社用） …… A 4 版横書にて作成のうえ提出（削除）
記載事項	記載内容等																
1. 名称																	
2. 趣旨																	
3. 商品内容	<u>①商品内容</u> <u>②適用条件</u> <u>③保険事故</u> <u>④被保険者</u> <u>⑤支払保険金</u> <u>⑥保険金の請求</u>																
4. 先行社																	
5. 保険期間																	
6. 保険料払込方法																	
7. 料率																	

改 正 前	改 正 後																		
(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 204 1429 256">記載事項</th><th data-bbox="1429 204 2166 256">記載内容等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 256 1429 309">1. 名称</td><td data-bbox="1429 256 2166 309"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 309 1429 405">2. 趣旨</td><td data-bbox="1429 309 2166 405">当該商品を開発する必要性（販売動向の現状・現状分析など）及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 405 1429 692">3. 商品内容・特徴</td><td data-bbox="1429 405 2166 692"> (1) 特徴 商品の内容・特徴の摘要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2) 引受対象と引受条件 (3) 約款構成 約款（特約）の条番号と条見出しの一覧 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 692 1429 979">4. 補償内容</td><td data-bbox="1429 692 2166 979"> (1) 保険金等の種類 (2) 保険の対象の範囲 (3) 支払事由 (4) 支払保険金の計算方法 (5) 免責事由 約款上の文言を記載する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 979 1429 1123">5. 契約手続等</td><td data-bbox="1429 979 2166 1123"> (1) 告知事項・通知事項の内容 (2) 保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3) 保険料の払込方法、回数 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 1123 1429 1219">6. 保険金の支払</td><td data-bbox="1429 1123 2166 1219"> (1) 保険金の請求に必要な手続 (2) 保険金の支払時期 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 1219 1429 1410">7. 保険期間等</td><td data-bbox="1429 1219 2166 1410"> (1) 保険期間に関する事項 (2) 保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3) 被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 1410 1429 1463">8. 保険料率</td><td data-bbox="1429 1410 2166 1463">(1) 危険選択標識（料率区分）</td></tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称		2. 趣旨	当該商品を開発する必要性（販売動向の現状・現状分析など）及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。	3. 商品内容・特徴	(1) 特徴 商品の内容・特徴の摘要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2) 引受対象と引受条件 (3) 約款構成 約款（特約）の条番号と条見出しの一覧	4. 補償内容	(1) 保険金等の種類 (2) 保険の対象の範囲 (3) 支払事由 (4) 支払保険金の計算方法 (5) 免責事由 約款上の文言を記載する。	5. 契約手続等	(1) 告知事項・通知事項の内容 (2) 保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3) 保険料の払込方法、回数	6. 保険金の支払	(1) 保険金の請求に必要な手続 (2) 保険金の支払時期	7. 保険期間等	(1) 保険期間に関する事項 (2) 保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3) 被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項	8. 保険料率	(1) 危険選択標識（料率区分）
記載事項	記載内容等																		
1. 名称																			
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性（販売動向の現状・現状分析など）及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。																		
3. 商品内容・特徴	(1) 特徴 商品の内容・特徴の摘要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2) 引受対象と引受条件 (3) 約款構成 約款（特約）の条番号と条見出しの一覧																		
4. 補償内容	(1) 保険金等の種類 (2) 保険の対象の範囲 (3) 支払事由 (4) 支払保険金の計算方法 (5) 免責事由 約款上の文言を記載する。																		
5. 契約手続等	(1) 告知事項・通知事項の内容 (2) 保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3) 保険料の払込方法、回数																		
6. 保険金の支払	(1) 保険金の請求に必要な手続 (2) 保険金の支払時期																		
7. 保険期間等	(1) 保険期間に関する事項 (2) 保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3) 被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項																		
8. 保険料率	(1) 危険選択標識（料率区分）																		

改 正 前	改 正 後
	(2) <u>使用した基礎データの内容と出典</u> (3) <u>補償事項ごとの純保険料率とその作成方法</u> (4) <u>商品の純保険料率の算出式（割増引等の係数）と具体例</u> (5) <u>責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項</u>
	9. <u>販売方法</u> (1) <u>販売態勢</u> (2) <u>損害査定態勢</u> (3) <u>販売予定時期</u>
	10. <u>その他</u> (1) <u>当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。</u> (2) <u>新旧対比表（特に約款）の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。</u> (3) <u>定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。</u> (4) <u>他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。</u> (5) <u>概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。</u> (6) <u>保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。</u> (7) <u>その他特記すべき事項があれば記載する。</u>